

千葉県こども・若者みらいプランの変更概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、令和8年4月から乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）が全国一律の給付制度として開始されることに伴い、制度の実施に必要な体制を整備するため、「千葉県こども・若者みらいプラン」において必要となる記載事項を追記するものです。

1 変更の理由

令和8年度から「こども誰でも通園制度」が給付制度化されることによる必要事項の追記

2 変更の概要

- (1) こども誰でも通園制度の従事者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項を追記（第4章）
- (2) こども誰でも通園制度と、子どものための教育を・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記（第5章）
 - ・こども誰でも通園制度の対象児が満3歳までであることを踏まえ、制度終了後の教育・保育施設への円滑な移行に係る記載を追加する。
- (3) その他修正等（第5章）
 - 見出し番号の振り直しなど所要の修正を行う。

3 関係法令

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号。）

※上記以外に、軽微な変更が複数あり